# ロイヤルセラピスト協会認定講師規約

2014 年 4 月 1 日改正

## 第1条(趣 旨)

本規約は、ロイヤルセラピスト協会(以下「RTA」という)の認定講師(以下「RTA 認定講師」という)が、RTA 指定スクールを開業するにあたり、本規約に定める RTA 認定講師となるための条件を受諾して、その資格の認定を受けた上、RTA の許諾のもとに、その標章である RTA の統一的、同一のイメージのもとに、RTA の提唱する趣旨に則した活動を行うことを目的として、定められる。

#### 第2条(認定条件)

RTA認定講師となろうとする者は、以下の条件を満たすことが必要であり、既にRTA認定講師の資格を有する者も、以下の条件を満たさなくなった場合には、直ちに資格を失うものとする。

- ① RTA 賛助会員加入規約に同意し加入者であること。
- ② RTA が主催(日本セラピスト検定機構が開催)する「RTA講師認定検定」を修了していること。
- ③ RTA が別に定める"RTA 指定スクール開業基準"を満たした RTA 指定スクールを開業すること。

## 第3条(認定審査)

- ① RTA認定講師(RTA指定スクール開業)となろうとする者はRTAの認定審査を経て、承認を得られた場合に正式なRTA認定講師として認められる。
- ② RTA認定講師(RTA指定スクール開業)となろうとする者は、RTA認定講師(RTA指定スクール開業)認定の決定、ならびに認定取り消し決定に関してはRTAの審査に権限を委ね、審査結果には異議を申し立てない。
- ③ RTA認定講師(RTA指定スクール開業)の審査が通らなかった場合、または認定を取り消されるなどして資格を失った場合には、RTA認定講師、RTA指定スクールの名称使用禁止は勿論のこと、RTAと何らかの関係があるように表示して宣伝活動、講師活動ならびにスクール活動を実施してはならない。

## 第4条(RTA 認定講師の権利義務)

- ① RTA 認定講師は、RTA の認定講師として、対外的に活動をすることができる。
- ② RTA 認定講師は、RTA の主催する技術勉強会、セミナー等へ参加する資格を有する。
- ③ RTA 認定講師が指定スクールを開講する場合は、RTA 所定のカリキュラム及び料金に従い、また RTA 所定の教材を利用しなければならない。
- ④ RTA 認定講師はホームページ(ブログや LINE、mixi、Twitter、Facebook などを含む)等広告媒体において、以下の広告掲載規定を遵守しなければならない。
  - 1. RTAロゴ、RTAの名称または、指定スクールとして登録している屋号や電話番号を記載しているホームページ (リンク先ページも含む)にはRTAに関すること以外の内容を記載してはいけない。また、特定商取引法に従った表記を行わなければならない。
  - 2. RTAロゴまたはRTAの名称を記載していないオリジナルのホームページやブログであっても、RTA認定講師 の肩書きを背負っている立場として、RTAの名誉を損なう表記、またはRTAとの信頼関係を失う表記、ならび に特定商取引法・不正競争取引法に抵触する表記をしてはならない。
    - (特に、RTA認定講座と、他団体の資格講座の混在を禁止します)
  - 3. 知的財産権(商標権、肖像権・パブリシティ権、著作権)を侵害してはならない。
- ⑤ その他、RTA 認定講師はロイヤルセラピスト協会賛助会員加入規約ならびに RTA 指定スクール開業基準を遵守したスクール運営を行わなければならない。

#### 第5条(RTA認定講座以外の講座の開校や商品販売その他事業を行う場合について)

- ① RTA 認定講師が、兼業として RTA が指定していない講座の開講や商品販売その他事業を行う場合には、RTA に事前に届け出なければならない。
- ② 届け出のあったRTAが指定していない講座の開講や商品販売その他事業はRTAの審査を経て、承認を得られた場合に兼業として認められる。
- ③ RTA認定講師は、前項の承認の決定、ならびに不承認決定に関してはRTAの審査に権限を委ね、審査結果には 異議を申し立てない。

- ④ RTA が承認した場合であっても、RTA が指定していない講座の開講や商品販売その他事業については、RTA 認定講座受講生ならびに RTA 加入者に対して勧誘ならびに販売行為を行ってはならない。《特に、連鎖販売取引(マルチまがい商法)、スピリチュアル系、RTA に類似する資格、同業他社など》
- ⑤ RTA 会員ならびに RTA 認定講師の立場を隠して行う事業であっても、RTA 認定講師の肩書きを背負っている立場であることを自覚して、本規約の定めに反する事業を行ってはならない。

#### 第6条(禁止事項)

- ① RTA 認定講師は Web 試験システムを利用して RTA 統一認定試験を受験する際、自身ならびに受講生の試験に際してカンニング・代理受験など、いかなる不正も行ってはならない。
- ② RTA のスクール事業に模倣するビジネス(団体の設立や参加などを含む)を行ってはならない。
- ③ 直接、間接に限らず、第三者(家族を含む)のビジネスに誘引する行為を行ってはならない。
- ④ 個人情報保護法を遵守し、業務上知りえた事項について正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。また、受講生ならびにRTA加入者の個人情報を第三者に漏洩してはならない。但し、RTAが前記情報及び個人情報の開示を求めた場合にはこの限りではない。
- ⑤ RTA 認定講師は、RTA 認定講座の教材を第三者に配布、転売してはならない。
- ⑥ RTA 認定講師は、RTA 認定講座の教材を複製、または、模倣してはならない。
- ⑦ RTA 認定講師は、いかなる内容であれ、RTA の名誉を損なうような行為を行ってはならない。

## 第7条(認定講師の責務)

- ① RTA認定講師は、自らが開講したRTA認定講座の受講生に対し、その者がRTA認定講師として承認されるまでの教育を行う責任を負い、故意に加入させない、RTA認定講師にさせないなどの行為を行ってはならない。
- ② RTA認定講師は、自らが開講したRTA認定講座の受講生との受講契約は、RTA認定講師自身との契約であることを認識し、当該受講生とのトラブルはRTA認定講師自身が(認定講師資格失効、または取り消し。あるいはRTAを退会、除名処分になった後でも)責任を以て対応するものとする。

## 第8条(法令の遵守)

- ① RTA認定講師は、RTA指定スクールを名乗り、その受講生を募集するときは、法に従いRTAの定めた概要書面 (特定継続的役務提供取引の書面)を受講予定者に遅滞なく交付しなければならない。
- ② RTA認定講師は、RTA指定スクールを名乗り、またはRTA認定講師として、収入の保証、または就職の保証をした受講生募集活動(業務提供誘引販売)を行なってはならない。
- ③ RTA認定講師は、あたかもRTAまたはその協会員としての活動に関連があるようにホームページ(ブログやLINE、Facebook などを含む)に表示あるいはロ外して、RTAが指定する以外の一切の商行為を行ってはならない。

#### 第9条(RTA 認定講師資格の有効期限と更新について)

- ① RTA 認定講師資格の有効期限は、第3条①項の認定承認後満3年とする。
- ② 更新を希望する者は、RTA が主催する(日本セラピスト認定機構が開催)「RTA 講師更新検定」を受講した上で、RTA の許諾のもとに更新をすることができる。

#### 第10条(RTA 認定講師ライセンスならびに RTA 指定スクール資格の失効について)

- ① RTA 認定講師がライセンス有効期間内の途中に RTA 指定スクールを閉校する場合は、書面にて RTA に届出る ものとし、RTA が届出を受理することによって RTA 認定講師ライセンスならびに RTA 指定スクールの資格を失効 する。
- ② RTA 認定講師が RTA 認定講師ライセンス有効期限内に第9条②項の「RTA 講師更新検定」を受講しなかった場合は、RTA 認定講師ライセンスならびに RTA 指定スクールの資格を失効する。
- ③ RTA 認定講師が RTA を退会した場合には、その時点で RTA 認定講師ライセンスならびに RTA 指定スクールの 資格も失う。

#### 第11条(RTA 認定講師資格取り消しについて)

- ① RTA 認定講師が、RTA 指定スクール開業基準を満たしていないと認められた場合や、虚偽の報告があったと認められた場合、ならびにRTA 賛助会員加入規約、RTA 認定講師規約に反する行為があった場合には、RTA は認定講師資格の取り消しを行うものとする。
- ② その他、RTAがRTA認定講師として相応しくないと認めた場合には、認定講師資格の取り消しを行うものとする。

#### 第12条(除名)

- ① RTA認定講師が本規約の定めに反する行為を行った場合及びRTAとの信頼関係を失わせるような行為を行った場合には、RTAは RTA認定講師をロイヤルセラピスト協会賛助会員加入規約の規定に基づき除名するものとする。除名処分を受けた者は、RTA認定講師資格およびRTA指定スクール開講の資格を失う。この場合、RTA認定講師は当該除名処分について一切異議を申し立てない。
- ② 前条の場合、RTA は除名処分内容をRTA 会員専用ページ内に写真付きで公開するものとする。
- ③ RTA 認定講師が除名処分を受けた場合には、取得した RTA 認定資格の全てが剥奪されるものとし、またそれ以後 RTA に類似する活動の一切が禁止される。
- ④ 除名処分を受けた RTA 認定講師は、RTA 加入者ならびに受講生との係わりを禁止される。

### 第13条(RTA認定講師資格の失効、認定取り消し、除名処分者が負うべき責務)

- ① RTA認定講師が、RTA認定講師資格を失効し、または認定を取り消され、または除名処分を受けた場合(以下まとめて「当該処分」という)には、RTAが発行した「RTA会員証」「RTA認定講師ライセンス」を速やかにRTAに返還するとともに、RTA認定講師活動ならびに指定スクール活動を中止しなければならない。この場合RTAの商標を使用したホームページの削除ならびに広告は直ちに中止し、カルチャーなどの講座開催についても中止しなければならない。
- ② 前項の場合において、当該講師の開講していたRTA認定講座の全科目認定試験合格後、RTAに未加入またはRTA認定講師として承認されていない者(以下、「卒業生」という)ならびに、仮認定は終了しているが認定試験に合格していない生徒と受講途中の生徒(以下、「受講生」という)がいる場合には、当該講師は処分確定日から1週間以内にRTAに報告し(協会本部宛に該当者の『氏名、住所、連絡先、受講内容(途中経過も記載すること)』を文書で提出すること。該当者がいない場合はその旨を文書で提出すること)、転校手続きはRTAに一任しなければならない。
- ③ 当該処分を受けたRTA認定講師は、受講生に対して理由の如何を問わず受講料金を返金しなければならない。また、卒業生と受講生が転校を希望した場合、転校先のRTA認定講師に対して下記に従い、転校に伴う補講料金などの費用を負担しなければならない。尚、転校に伴う補講料金とは、卒業生ならびに受講生が「受講中~認定試験合格後、協会に加入して、RTA認定講師として承認されるまで」にかかる補講時間から算出するものとする。
  - 1. 転校を希望した卒業生の場合は、RTA認定講師として承認されるまでにかかる補講料金を転校先のRTA認定講師に対して支払わなければならない。
  - 2. 転校を希望した受講生の場合は、概要書面に則した受講料返金金額に、転校に伴う補講料金などの費用を 合算した金額を、転校先のRTA認定講師に対して支払わなければならない。
  - 3. 転校を希望した受講生がRTA認定講師である場合は、概要書面に則した受講料返金金額に、認定試験に合格後、ディプロマを発行するまでにかかる補講料金などの費用を合算した金額を、転校先のRTA認定講師に対して支払わなければならない。
  - 4. 受講途中(仮認定終了前)の受講生が退学を希望した場合は、概要書面に則した受講料返金金額を受講生に延滞なく支払わなければならない。
  - 5. 転校先のRTA認定講師に対して支払う「転校に伴う補講料金などの費用の算出」は、RTAが卒業生と受講生ならびに、転校先のRTA認定講師と協議の上算出する。
- ④ 前項の「1.2.3.」の請求は、RTAから当該処分を受けたRTA認定講師に通知するものとし、当該処分を受けたRTA認定講師は、通知内容に従って、転校先のRTA認定講師に支払うものとする。 前項の「6.」の請求は、RTAから当該処分を受けたRTA認定講師に通知するものとし、当該処分を受けたRTA認定講師は、通知内容に従って、RTAの定めた銀行口座に振り込むこと。RTAは入金確認後、卒業生または受講生と協議内容に則って取り扱う。

- (5) 前項の場合において、当該処分を受けたRTA認定講師が退学を希望した受講途中の受講生に対して速やかに受講料金の返金(前項③4.)をしない場合、あるいは概要書面に則した受講料返金金額ならびに転校に伴う補講料金などの費用の分担(前項③1.2.3.6.)をしない場合には、受講生あるいは転校先のRTA認定講師の求めに応じて当該金員をRTAが立て替えることができる。その場合、当該処分を受けたRTA認定講師は(RTAを退会、あるいは除名処分になった後でも)、RTAの求めに応じて上記立替金について、年14.6%(閏年は年14.64%)の割合による遅延損害金を付して返済しなければならない。
- ⑥ 転校を希望しない卒業生ならびに受講生は、当該処分を受けたRTA認定講師の責任とし、RTAは一切の責任を 負わないものとする。
- ⑦ 当該処分を受けた後でも、本規約第3条③、第6条②③④⑤⑥⑦、ならびに「RTA賛助会員加入規約」「RTA認定講座受講規約」の効力は継続する。

#### 第14条(損害賠償)

- ① RTA認定講師が上記規約定めに反した行為を行った場合、RTA認定講師はRTAに、当該違反行為によって得た 受講料、商品代金等一切の収受の合計金額と同等の損害賠償義務を負うものとする。なお、RTA の被る損害が 上記金額を超える場合には、加入者は、RTA の被った一切の損害を賠償する義務を負う。
- ② RTA 認定講師がそれ以外の定めに反した場合には、加入者はRTA の被った一切の損害を賠償する義務を負う。

#### 第15条(本規約の改正について)

- ① 本規約は RTA 理事会の決議によって改正することができる。改正には RTA 理事会に全ての権限があり、RTA 加入者ならびに RTA 認定講師の同意を必要としない。
- ② 本規約の改正が理事会で決議された場合、RTA 認定講師は本規約の改正を承認するものとする。故に、新しい RTA 認定講師規約に署名、捺印していなくても、改正後の RTA 認定講師規約を遵守しなければならない。

## 第16条(管轄)

本規約に基づくRTA 認定講師とRTA との間の紛争については、東京地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

私は貴協会に加入し、RTA 認定講師として活動するにあたり、上記規約を遵守することを約束します。私が上記規約を遵守しなかった場合、RTA 認定講師ライセンスを取り消されることについて予め了承するとともに、貴協会から損害賠償の請求を受けても異議を申し立てません。

## ロイヤルセラピスト協会 御中

西暦 年 月 日

住 所

フリ ガナ

氏 名(住民票の氏名)

⑪ (セラピスト名



【RTA8 桁 ID 記入欄 鉛筆不可 太めの黒で記入】